



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 1
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 6
- 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 6
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） ..... 6
- 沖縄県庁舎等管理規則の一部を改正する規則（管財課） ..... 11
- 沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則（管財課） ..... 12
- 沖縄県振興審議会規則の一部を改正する規則（企画調整課） ..... 12
- 民生委員法施行細則の一部を改正する規則（福祉政策課） ..... 12
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（福祉政策課） ..... 13
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課） ..... 14
- 沖縄県河川管理規則の一部を改正する規則（河川課） ..... 15

### 告 示

- 沖縄県中部合同庁舎駐車場使用規程の一部を改正する告示（管財課） ..... 15
- 沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示（産業政策課） ..... 16

## 規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第39号

#### 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「報酬」を「費用弁償」に改める。

別表第1中	沖縄県個人情報保護審査会	委 員	日額	9,300	を
		専 門 委 員	日額	9,300	

沖縄県個人情報保護審査会	委 員	日額	9,300	に、
	専 門 委 員	日額	9,300	
沖縄県行政不服審査会	委 員	日額	9,300	」
	専 門 委 員	日額	9,300	

沖縄県准看護師試験委員	日額 9,300
沖縄県がん対策推進協議会委員	日額 9,300
沖縄県准看護師試験委員	日額 9,300
沖縄県感染症診査協議会委員	日額 9,300
沖縄県感染症診査協議会委員	日額 9,300
沖縄県がん対策推進協議会委員	日額 9,300
沖縄県薬事審議会委員	日額 9,300
沖縄県薬事審議会委員	日額 9,300
沖縄県指定難病審査会委員	日額 9,300

を

に、

を

に、

を

に改める。

別表第2を次のように改める。

**別表第2** (第2条関係)

その他の特別職の職員

区 分	報酬の額 (円)	費用弁償の額
沖縄県政策参与	日額 27,000	旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額
沖縄県行政オンブズマン	日額 25,000	
通訳・翻訳嘱託員	一般嘱託員 日額 12,800	
	特別嘱託員 月額 300,000	
消防学校舎監	月額 144,900	
消防学校非常勤講師	講義等1時間につき 2,770	
法律顧問	月額 160,000	
公益認定等財務審査嘱託員	日額 13,200	
沖縄県自治研修所嘱託講師	日額 13,900	
メンタルヘルス専門相談員	一般相談員 日額 8,600	
	特別相談員 日額43,300。 ただし、1日の勤務が4時間未満の場合は、21,700	
沖縄県本庁嘱託産業医	日額43,300。 ただし、1日の勤務が4時間未満の場合	

		は、21,700	
統計調査員		日額 6,980円 以内で知事が 別に定める額	知事が別に定める額
統計調査指導員		日額 7,030円 以内で知事が 別に定める額	
沖縄県地域づくり応援員		日額 10,400	旅費条例の規定の適用を 受ける職員の旅費相当額
沖縄県廃棄物監視指導員		日額 7,700	
沖縄県不法投棄監視員		日額 7,700	
鳥獣保護管理員		日額 3,800	
社会福祉法人等指導監査専門員		日額 13,200	
嘱託医		日額 20,900	
生活保護嘱託法律専門家		日額 10,100	
沖縄県女性相談所嘱託法律専門家		日額 10,100	
児童虐待対応嘱託法律専門家		日額 10,100	
母子・父子自立支援員		日額 9,900	
沖縄県母子・父子福祉協力員		日額 5,300	
若夏学院技術指導講師		講義1時間につき 2,770	
虐待専門カウンセラー		日額 22,600	
児童虐待ホットライン対応嘱託員		日額13,400。 ただし、夜間 勤務の場合は、1回につ き18,700	
言語治療指導員		日額 9,300	
身体障害者更生相談所、児童相談所 及び知的障害者更生相談所で巡回相 談及び在宅重度障害者訪問診察業務 に従事する嘱託医		日額 22,600	
消費生活専門相談員		1件当たりにつ き10,000円 以内で知事が 別に定める額	
沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相 談員		日額 8,920	
沖縄県立看護大学	特 任 教 授	日額 20,600	
	非 常 勤 講 師	講義1時間につ き6,600円 以内で知事が 別に定める額	
	学 校 医	日額 20,900	

衛生検査所精度管理専門委員		日額 10,000
嘱託獣医師		日額 15,300
国民健康保険指導監査専門医		日額 23,800
麻薬中毒者相談員		月額 10,000
病虫害防除員		日額 4,200
特殊病虫害防除員	一般防除員	日額 2,800
	専任防除員	日額 9,100
沖縄県立農業大学校舎監		日額7,600。 ただし、夜間勤務の場合は、1回につき9,100
家畜衛生業務嘱託獣医師		日額 13,200
森林保全巡視指導員		日額 3,700
沖縄県国際物流拠点形成推進役		日額 18,750
沖縄県産品販路拡大推進員		日額 10,600
沖縄県伝統工芸製品検査員		日額 7,200
沖縄県企業誘致推進役		月額 300,000
沖縄県県外求人開拓推進員		日額 11,400
職業能力開発校非常勤講師		日額 12,500
障害者職業訓練アドバイザー		日額 13,300
沖縄県国際会議等誘致専門員		月額 300,000
沖縄県立芸術大学	客員教授	講義1時間につき 6,600
	非常勤講師	講義1時間につき6,600円以内で知事が別に定める額
	学校医	月額 20,400
	スクールカウンセラー	カウンセリング等1時間につき 5,000
沖縄県立博物館・美術館館長		月額 500,000
県営住宅管理人		月額 管理戸数に90円を乗じた額
産業医		日額 20,900
保健指導員		日額 9,600
沖縄県学校非常勤講師		授業等1時間

	につき 2,770
沖縄県立総合教育センター嘱託医	日額 10,500
学校医	月額 20,400
学校歯科医	月額 20,400
学校薬剤師	月額 15,000
特別支援学校嘱託看護師	日額9,000円以 内で知事が別 に定める額
スクールカウンセラー	カウンセリング等1時間 につき 5,000
準スクールカウンセラー	カウンセリング等1時間 につき 3,200
学校保健技師	日額 10,500
登録審査委員	日額 9,300
沖縄県文化財保護指導委員	日額 9,300
包括的保存管理計画策定検討委員	日額 9,300
警察本部に置かれる健康管理医	日額 22,600
交通聴聞員	日額 10,800
警察安全相談員	日額 7,700
少年補導職員	日額 8,000
被害回復アドバイザー	日額 9,200
交番相談員	日額 7,700
海上安全指導員	日額 6,800
警察音楽隊カラーガード	日額 6,800
交通安全教育指導員	日額 8,000
沖縄県警察署協議会委員	日額 9,300
警察本部庁舎総合案内員	日額 7,200
留置管理業務支援員	日額 5,600
スクールサポーター	日額 9,200
沖縄県留置施設視察委員会委員	日額 12,300
運転免許業務案内員	日額 7,200
電話交換業務員	日額 7,200
放置違反金徴収員	日額 9,700
遊技機調査員	日額 7,700

サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー	捜査助言・指導等 1時間につき 6,200
選挙長	日額 10,600
選挙分会長	日額 10,600
審査分会長	日額 10,600
選挙立会人	日額 8,800
労働委員会のあっせん員	日額 9,300

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第40号****沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第17号様式から第24号様式まで、第26号様式及び第27号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は決定」を削る。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第41号****沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5号様式中「第6条」を「第7条」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第42号****沖縄県財務規則の一部を改正する規則**

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第28条の見出し中「予算執行」を「歳出予算」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為の分任）

**第28条の2** 部局の長は、必要があると認めるときは、自己の権限に属する債務負担行為を他の部局の長に執行させることができる。

第42条第2項中「収入の更正」の次に「（収入科目に係るものを除く。）」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 前項の通知を受けたときは、会計管理者は、指定金融機関に対して更正依頼書を送付しなければならない。

第50条の次に次の1条を加える。

（弁済充当の順序）

**第50条の2** 収入徴収者は、法令又は契約に特別の定めがある場合を除き、必要があると認めるときは、納付された金額が当該債権の金額及び利息、延滞金、違約金又は一定の期間に応じて付する加算金（以下「延滞金等」という。）の金額の合計額に足りないときは、債務者との合意により、その納付された金額をまず当該債権に充当し、次いで延滞金等に充当することができる。

第109条第1項中「2.9パーセント」を「2.8パーセント」に改める。

第129条第1項中「知事の承認を得て」を削り、「100分の70から100分の90までの範囲内で」を「100分の70以上で」に改める。

第143条中「、出納機関に通知するとともに納入」を「出納機関に通知するとともに、納入（歳出から控除する保管金に係るものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、歳出から控除する所得税については、部局の長又はかい長からの受入命令があったものとみなし、会計管理者が受入調書により受け入れることができる。

第148条第3項中「第150条」を「第145条」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、第143条第2項の規定により受け入れた所得税については、会計管理者が払出調書により払い出すことができる。

第185条中「収入徴収者は、」を「収入徴収者が」に、「とる場合」を「とろうとする場合」に、「書類を作成し、知事の承認を受けなければならない」を「書類を作成してその措置をとるものとする」に改める。

第186条第3項中「第172条」を「第184条」に改める。

第187条第2項を次のように改める。

2 収入徴収者は、前項の申請書の提出を受けた場合において、当該債権を免除しようとする場合には、免除することがやむを得ないと認める理由を記載した書類を作成して免除するものとする。

第187条に次の1項を加える。

3 収入徴収者は、債権の免除をする場合には、免除する金額、免除をした日（令第171条の7第2項に規定する債権にあつては、同項後段に規定する条件を含む。）を記載した書面を債務者に送付しなければならない。

別表第2中 「東京事務所 総務企画課長」を

「東京事務所 副参事」に、

「平和祈念資料館 主幹」を

「平和祈念資料館 総務班の班長」に、

「福祉保健所（宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所を除く。） 総務企画班の班長」を

「福祉事務所（宮古福祉事務所及び八重山福祉事務所を除く。） 総務班の班長」

保健所（宮古保健所及び八重山保健所を除く。）	総務企画班の班長	に、
「 コザ児童相談所 女性相談所 身体障害者更生相談所	総務係の係長 主幹 主幹	を
「 コザ児童相談所 女性相談所 身体障害者更生相談所	総務班の班長 総務班の班長 総務係の係長	に、
「 家畜衛生試験場	研究主幹	を
「 家畜衛生試験場	副場長	に、
「 南部林業事務所	主幹	を
「 南部林業事務所	副所長	に、
「 職業能力開発校	主幹	を
「 職業能力開発校	総務班の班長	に、
「 警察学校 教育事務所	校長補佐又は係長 総務班の班長	を
「 警察学校 教育事務所 離島児童生徒支援センター	校長補佐（校長補佐を置かない場合 にあっては、係長） 総務班の班長 主査（主幹を置く場合にあっては、 主幹）	に、
「 北部食肉衛生検査所	主幹	を
「 北部食肉衛生検査所	副所長	に、
「 工芸振興センター	主幹（主幹を置かない場合は主査）	

動物愛護管理センター 農業大学校	主幹 主査	を
「 工芸振興センター 動物愛護管理センター 農業大学校	副所長（副所長を置かない場合に あつては、主査） 副所長 総務係の係長	に、
「 中央卸売市場	主幹	を
「 中央卸売市場	管理班の班長	に、
「 自治研修所 消費生活センター 計量検定所 栽培漁業センター 沖縄県ダム事務所 下水道建設事務所	主幹 主幹 主幹（主幹を置かない場合は主査） 研究主幹 主幹 庶務建設班の班長	を
「 自治研修所 計量検定所 栽培漁業センター 下水道建設事務所	副所長 副所長 副所長 業務係の係長	に、
「 大阪事務所	主幹（主幹を置かない場合は、主 査）	を
「 大阪事務所	主幹（主幹を置かない場合にあつて は、主査）	に、
「 事務所	家畜保健衛生課の主幹 出納管理総括 出納管理班に属する主幹又は主査	を
「 事務所	家畜保健衛生課家畜保健衛生班の班 長 出納管理総括 出納管理班に属する主査（主幹を置 く場合にあつては、主幹）	に、

都市モノレール建設事務所	建設 1 班の班長	を
都市モノレール建設事務所	業務係の係長	に改める。
別表第 3 中	宮古事務所総務課の出納員	農業研究センター宮古島支所 宮古福祉保健所
宮古事務所総務課の出納員	農業研究センター宮古島支所 宮古福祉事務所 宮古保健所	に、
八重山事務所総務課の出納員	農業研究センター石垣支所 水産海洋技術センター石垣支所 八重山福祉保健所	を
八重山事務所総務課の出納員	農業研究センター石垣支所 水産海洋技術センター石垣支所 八重山福祉事務所 八重山保健所	に改める。
別表第 4 中	北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所の出納員	北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所の金銭分任出納員 北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所に属する収入の収納並びに収納した現金の保管に関すること。
北部福祉事務所、中部福祉事務所及び南部福祉事務所の出納員	北部福祉事務所、中部福祉事務所及び南部福祉事務所の金銭分任出納員	北部福祉事務所、中部福祉事務所及び南部福祉事務所に属する収入の収納並びに収納した現金の保管に関すること。
北部保健所、中部保健所及び南部保健所の出納員	北部保健所、中部保健所及び南部保健所の金銭分任出納員	北部保健所、中部保健所及び南部保健所に属する収入の収納並びに収納した現金の保管に関すること。
	宮古福祉保健所の金銭分任出納員	宮古福祉保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。

<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">宮古福祉事務所の金銭分任出納員</td> <td>宮古福祉事務所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。</td> </tr> <tr> <td>宮古保健所の金銭分任出納員</td> <td>宮古保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。</td> </tr> </table>	宮古福祉事務所の金銭分任出納員	宮古福祉事務所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。	宮古保健所の金銭分任出納員	宮古保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。	に、
宮古福祉事務所の金銭分任出納員	宮古福祉事務所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。				
宮古保健所の金銭分任出納員	宮古保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。				
<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">八重山福祉保健所の金銭分任出納員</td> <td>八重山福祉保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。</td> </tr> </table>	八重山福祉保健所の金銭分任出納員	八重山福祉保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。	を		
八重山福祉保健所の金銭分任出納員	八重山福祉保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。				
<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">八重山福祉事務所の金銭分任出納員</td> <td>八重山福祉事務所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。</td> </tr> <tr> <td>八重山保健所の金銭分任出納員</td> <td>八重山保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。</td> </tr> </table>	八重山福祉事務所の金銭分任出納員	八重山福祉事務所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。	八重山保健所の金銭分任出納員	八重山保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。	に改める。
八重山福祉事務所の金銭分任出納員	八重山福祉事務所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。				
八重山保健所の金銭分任出納員	八重山保健所に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。				

別表第8 生活扶助費、失業扶助費その他これらに類する経費の項中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第53号（その1）中「2.9パーセント」を「2.8パーセント」に、「甲 沖繩県」を「甲 沖繩県知事」に改める。

様式第53号（その2）中「2.9パーセント」を「2.8パーセント」に改める。

**附 則**  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

沖繩県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

**沖繩県規則第43号**  
**沖繩県庁舎等管理規則の一部を改正する規則**  
沖繩県庁舎等管理規則（昭和47年沖繩県規則第4号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項の表を次のように改める。

区分	庁舎管理責任者
本庁舎等	総務部長
県議会庁舎等	議会事務局長
出先機関庁舎等	当該出先機関の長

合同庁舎等	北部	名護県税事務所長
	北部福祉事務所及び北部保健所の用に供するもの	北部保健所長
	中部（中部福祉事務所及び中部保健所の用に供する部分を除く。）	コザ県税事務所長
	中部（中部福祉事務所及び中部保健所の用に供する部分に限る。）	中部保健所長
	南部	那覇県税事務所長
	南部福祉事務所及び南部保健所の用に供するもの	南部保健所長
	宮古	宮古事務所長
	宮古福祉事務所及び宮古保健所の用に供するもの	宮古保健所長
	八重山	八重山事務所長
	三重城（男女共同参画センターの用に供する部分を除く。）	自治研修所長

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第44号****沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則**

沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第10条（見出しを含む。）中「教育長」を「教育管理統括監又は教育指導統括監」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第45号****沖縄県振興審議会規則の一部を改正する規則**

沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第121号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 関係団体を代表する者

第11条第1項中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第46号

民生委員法施行細則の一部を改正する規則

民生委員法施行細則（昭和47年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「あつた」を「あった」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条中「あつては」を「あっては」に、「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第1号様式中

委員長又は委員の別	選出区分

を

委員長又は委員の別

に改め、同様式（注）を

次のように改める。

（注）委員変更の都度提出すること。福祉事務所長を経由すること。

第4号様式中

明	年	月	日生
大			
昭		(満	歳)

を

年	月	日生
	(満	歳)

に、「至つた」を「至つ

た」に改める。

第5号様式中

職名	選出区分

を

職名

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定（「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める部分に限る。）及び第1号様式の改正規定（同様式（注）を次のように改める部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第47号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和58年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条を除く。）中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第3条第1項中「福祉保健所長が」を「福祉事務所長が」に、「福祉事務所長等（福祉保健所長又は市町村の設置する福祉事務所長をいう。以下同じ。）」を「福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）の長（以下「福祉事務所の長」という。）」に改め、同条第2項中「福祉事務所長等」を「福祉事務所の長」に、「福祉保健所長は」を「福祉事務所長は」に改める。

第3号様式中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改める。

第4号様式保護記録(1)中「福祉保健所受理」を「福祉事務所受理」に、同様式保護記録(7)中「12 処遇方針」を「12 援助方針」に、「(2) 処遇方針」を「(2) 援助方針」に改める。

第9号様式中「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」に改める。

第10号様式中「副所長」を「班長」に、「課長」を「査察指導員」に、「査察指導員」を「班員」に、

「医療係」を「」に改める。

様式第11号の2中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に、「当福祉保健所」を「当福祉事務所」に改める。

第12号様式（表）中「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」に、「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式（裏）中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式（別添1）及び（別添2）中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式（別添3）中「貴福祉保健所」を「貴福祉事務所」に、「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第13号様式から第16号様式まで及び第18号様式から第26号様式までの規定中「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」に、「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第27号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第29号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に、「互に」を「互いに」に、「場合の外」を「場合のほか」に改め、同様式別紙中「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」に、「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第29号様式の2から第30号様式までの規定中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第34号様式から第36号様式まで及び第38号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第38号様式の3中「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」に、「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第39号様式中「福祉保健所長 ㊦」を「福祉事務所長 ㊦」に、「福祉保健所に」を「福祉事務所に」に、「福祉保健所長 殿」を「福祉事務所長 殿」に、「※福祉保健所」を「※福祉事務所」に、「福祉保健所長あて」を「福祉事務所長宛て」に改め、同様式（注）中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改める。

第40号様式から第41号様式まで、第43号様式から第45号様式まで及び第56号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第60号様式中「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」に、「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第61号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第65号様式中「福祉事務所長等」を「福祉事務所の長」に改める。

第67号様式から第69号様式までの規定中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第48号

**沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第16条ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 8 前項の事情に鑑み、当分の間、第16条に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第16条に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 10 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第16条の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第49号****沖縄県河川管理規則の一部を改正する規則**

沖縄県河川管理規則（昭和58年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（申請書等の提出部数）

- 第3条** 法、政令、省令又はこの規則の規定により、知事に提出すべき申請書、届出書又は意見の申出書（以下「申請書等」という。）の提出部数は、正本1部及び写し1部とする。ただし、特定水利使用に係るものについては、当該部数に関係市町村及び関係行政機関の数を加えた部数とする。
- 第4条中「又はダム事務所の長」を削る。
- 第5条第1号ア中「30年」を「10年」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の第5条第1号アの規定は、この規則の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

**告 示****沖縄県告示第202号**

沖縄県中部合同庁舎駐車場使用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県中部合同庁舎駐車場使用規程の一部を改正する告示**

沖縄県中部合同庁舎駐車場使用規程（平成21年沖縄県告示第682号）の一部を次のように改正する。

第3条中「中部福祉保健所の」を「中部福祉事務所及び中部保健所の」に、「中部福祉保健所長」を「中部保健所長」に改める。

第4条中「中部福祉保健所長」を「中部保健所長」に改める。

**附 則**

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**沖縄県告示第203号**

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示**

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程（平成元年沖縄県告示第602号）の一部を次のように改正する。

第2条中「補助率等」を「補助率」に改める。

第3条中「、毎年6月30日までに」及びただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。

（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第8条に次の1項を加える。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第10条中「補助事業及び経費の収支に関する状況」を「補助事業に係る経費の収支状況」に、「必要な帳簿並びに」を「他の経理と明確に区分し、必要な帳簿及び」に改め、同条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

**第10条** 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（財産の管理等）

**第11条** 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（第8号様式）を備え、図面、設計書、仕様書等の関係書類を附属し管理しなければならない。

- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条の規定による報告書に取得財産等管理台帳及び附属する関係書類を添付しなければならない。

- 4 補助事業者は、取得財産等を処分するまでの間、毎会計年度終了後90日以内に補助事業による取得財産等の状況を報告するとともに、関係する調査に協力しなければならない。

（財産の処分の制限）

**第12条** 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品その他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに、補助金の交付の目

的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（産業財産権に関する届出）

**第13条** 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

**第14条** 補助事業者は、補助事業終了後5年間、毎会計年度終了後90日以内に取得財産等で得た収益を取得財産等収益状況報告書（第11号様式）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は補助事業の実施期間及び終了後5年の間に、当該補助事業により取得した産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又は当該補助事業による成果の他への供与により収益が生じたときは、産業財産権等収益状況報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

4 知事は、前項の認定に関し必要な条件を付することができる。

（成果の公表）

**第15条** 知事は、補助事業の成果を公表することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

別表中 「 補助率等 」 を 「 補助率 」 に改め、同表戦略的産業育成事業の項中「情報産業、

リゾート産業、自由貿易地域関連産業等の戦略的産業」を「本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（情報通信産業、観光リゾート産業、国際物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空臨港型産業等）」に改め、同表エネルギー基盤安定整備事業の項中「リゾート産業関連の特定民間施設にかかわるローカルエネルギー利用事業、過疎地、離島等における」を「本県におけるクリーンエネルギーの利活用、」に、「不利性を低減する事業」を「不利性低減」に改め、「（1件当たり補助限度額50,000,000円）」を削り、同表地域産業技術活性化・高度化支援事業の項中

地域特性を生かした地域産業に資する産学官の共同で実施する大型かつ重要な研究開発事業、産業構造の高度化に大きく寄与すると認められる新技術、新製品及びデザインの研究開発事業・調査研究事業等の地域産業技術活性化・高度化支援事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	2/3以内。ただし、県出資法人に限り、10/10以内
--	----------------------------

を

(1) 地域産業連携支援事業 産業分類の異なる事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化又は高度化に寄与すると認められる研究開発事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	3/4以内
(2) 地域産業支援事業 地域特性を生かした地域産業の活性化又は高度化に大きく寄与すると認められる新技術又は新製品の研究開発事業、地域産業育成支援事業等に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	2/3以内。ただし、県出資法人に限り、10/10以内

に改め、

同表技術・情報基盤整備事業の項中

本県の技術集積の低位性を克服し、地域特性をいかした先導的技術開発、技術交流、国際研究協力、人材育成、技術情報提供、啓蒙普及等を産学官の連携により推進する地域技術基盤となる施設の建設、管理運営の支援、産業経済の中核機能の集積化等の技術・情報基盤整備事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	技術基盤整備事業 2/3以内。ただし、県出資法人に限り10/10以内（管理運営費については、知事が必要と認める額） 情報基盤整備事業
---	--

を

	1/2以内。ただし、県出資法人については、10/10以内
(1) 技術・情報基盤施設建設支援事業 本県の技術集積の低位性を克服し、地域特性を生かした先導的技術開発、技術交流、国際研究協力、人材育成、技術情報提供、普及啓発等を産学官の連携により推進する地域技術基盤となる施設の建設又は管理運営の支援に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	10/10以内。ただし、県出資法人に限る。(管理運営費については、知事が必要と認める額)
(2) 技術基盤整備事業 技術の集積又は他産業との連携による高度化又は高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等を推進し、沖縄県全体への波及効果が期待されるものづくり又は生産技術の基盤整備事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	1/2以内

に改め、

同表経営専門家・技術者招へい事業の項及び同表人材バンク事業の項を削る。

第6号様式の次に次の6様式を加える。

**第7号様式** (第10条関係)

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知があった補助事業について、消費税額及び地方消費税額の額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1 補助金額(確定額)                          | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額              | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)                      | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付してください。

**第8号様式** (第11条関係)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は増加価格が処分制限額(50万円)以上の財産とする。  
 2 区分は、(ア)エネルギー基盤安定整備関係機器・備品類、(イ)技術基盤整備関係機器・備品類、(ウ)産業財産権等のいずれかを記載すること。  
 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は、分割して記載すること。  
 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

**第9号様式** (第12条関係)

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

年度沖縄県産業振興基金事業財産処分承認申請書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知があった補助事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 処分しようとする財産の名称
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

第10号様式 (第13条関係)

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

年度沖縄県産業振興基金事業産業財産権届出書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知のあった補助事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 譲渡し、又は実施権を設定する場合にあっては相手先及び条件

第11号様式 (第14条関係)

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

年度沖縄県産業振興基金事業取得財産等収益状況報告書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知があった補助事業について、年度の取得財産等により収益が生じたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額 円
- 2 報告期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 収益状況

財産取得に要した経費	
取得財産等による本年度売上高	
取得財産等による本年度収益額	
※売上高に占める収益額の算出根拠	

## 第12号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

年度沖縄県産業振興基金事業産業財産権等収益状況報告書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で額の確定通知があった補助事業について、年度の産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又は当該補助事業による成果の他への供与により収益が生じたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額 円  
2 報告期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
3 収益状況

産業財産権等の名称	
産業財産権等の供与形態	
産業財産権等による収益額	
※収益額の算出根拠	

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
--	--